

半田市立半田病院倫理委員会設置要綱

(設 置)

第1条 半田市立半田病院（以下「病院」という。）における医の倫理に関わりの深い医療行為について、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿って実施されることを目的として半田市立半田病院倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- | | |
|----------------|----|
| (1) 院長 | 1名 |
| (2) 医師 | 6名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 看護局長 | 1名 |
| (5) 医学分野以外の有識者 | 1名 |

2 前項第2号及び第5号の委員は、院長が任命する。

3 委員会が必要と認めるときは特定の課題について学識経験者を特別委員として、委員会の審議に加えることができる。

(任 期)

第3条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じたときは、補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

第4条 委員会の委員長は、院長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときには、あらかじめ院長が指名した委員がその職務を代行する。

(所掌事務)

第5条 委員会は、病院で行われる医療行為について第1条の目的に合致しているかを審議するとともに、医師等から申請された医療行為の実施計画等について倫理的、社会的観点から審査する。

(定足数等)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

2 審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。

(申請手続き及び判定通知)

第7条 審査を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、半田市立半田病院倫理委員会審査申請書（別記様式）に必要事項を記入し、委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、審査終了後、速やかにその判定を文書によって申請者に通知しなければならない。

(意見の聴取)

第8条 申請者又は実施責任者は、委員会に出席し、申請内容等を説明し、又は意見を述べることができる。

(報告の義務)

第9条 申請者又は実施責任者は、委員会の求めに応じて実施状況を報告しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、病院事務局管理課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式

半田市立半田病院倫理委員会審査申請書

年 月 日

半田市立半田病院倫理委員会

委 員 長 殿

申請者

下記のことについて、審査を申請します。

記

1 審査案件